

火入れの際の注意事項

- 1 申請者の住所、氏名を記載すること。
- 2 火入れの所在地、所有者名、地種、所有区分、面積を記載してください。（火入れされる面積は1区画あたり1haを超えないものであること。
ただし、火入地を1ha以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消化したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合は、この限りでない。
- 3 火入れ期間、火入れ予定（開始）日時を記載すること。
（申請1回につき、火入れ期間は最高10日間となること。）
- 4 火入れの目的を記載すること。
- 5 火入れの方法を記載すること。
- 6 防火体制では、バケツ、ショベル、クワ等の火入れ時に準備できる器具を記載すること。
また、火入れ従事者は、火入れされる面積に応じ、作業従事者を次のとおり配置することとなっておりますので、予定人員を記載してください。
 - ・0.5ha 10人以上
 - ・0.5haを超えるときは、超える面積0.1haにつき2人を加えた人数以上とすること。
- 7 火入れ責任者を記載すること。
- 8 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下からおこなわなければならない。
ただし、火入地が急傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。
- 9 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。
- 10 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを中止してください。
- 11 火入者は、バケツ、スコップ等の消火に必要な器具を用意すること。
- 12 火入責任者は、防火帯の設置及び火入従事者の適正な配置が完了し、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。
- 13 火入責任者は、完全に火が消えたことを必ず確認してください。
- 14 煙や灰により他人に迷惑を及ぼす可能性がありますので、火入れ場所や風向きに十分配慮してください。
- 15 管轄する消防署長に届出をしてください。
- 16 森林法第21条及び安平町火入れに関する条例に準じること。